

中間報告書案 新旧対照表

箇所		新	旧 (H25. 6. 24 審議前)
頁	箇所		
一	表紙・裏表紙	平成 25 年 7 月	注 3 箇所 平成 25 年●月
一	はじめに（中間報告に当たって）	・・・市民・議会・ 執行機関 （中略） 2 3 回に及ぶ会議・・・ 平成 25 年 7 月●日（※ ●= 市長への提出日） 弘前市自治基本条例市民検討委員会	・・・市民・議会・ 行政 （中略） 2 ●回に及ぶ会議・・・ 平成 25 年●月●日 ★1／弘前市自治基本条例市民検討委員会
1	2 その理由	しかし、 地方分権や地域主権改革 により、 地域の課題は、地域自らの責任で考え、解決していく という自律性、 独自性 を持った行政運営が求められているとともに、急速な少子高齢、人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化などにより、社会環境が大きく変化する中で、従来の行政運営では、 様々な課題に対応することが困難になってきている といった状況において、市民の幸せな暮らしを実現・・・	しかし、 地方分権が進展し （※ 1）、 社会環境も変化している （※ 2）といった状況において、市民の幸せな暮らしを実現・・・
2	1 題名《方針》	《方針》 ・・・条例の題名は、 「弘前市協働によるまちづくり基本条例」 とします。	《方針》 ★1／ ・・・条例の題名は、 案 1 「弘前市・・・(以下案 5 まで略)
	同<解説>	この条例をみんなが見て、・・・ また、広く周知を図る上では、インパクトのある伝わり易いものとするため、通称を設けることも必要であると考えます。	★1と運動／(案 1 以外に決定した場合) この条例をみんなが見て、・・・ また、広く周知を図る上では、インパクトのある伝わり易いものとするため、通称 又はサブタイトル を設けることも必要であると考え（ ★2／、当委員会としては、通称（サブタイトル）を設けており ）ます。

箇所		新	旧 (H25.6.24 審議前)
頁	箇所		
	同 <その他の意見>	b 題名から弘前らしさを意識したものとしたい。	★1と運動／(案4以外に決定した場合) b 題名から弘前らしさを意識したものとしたい。
3	2体系《方針》	12頁参照	略(第21回会議参考資料「中間報告書案」3頁参照)
5	1前文《方針》	<p>③ 市民の主体性や市民・議会・執行機関の協働が重要であること</p> <p>・・・</p> <p>従って、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民、議会及び執行機関の役割、それらによる協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みなどを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、当市のまちづくりの基本とする弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>③ 市民の主体性や協働が重要であること</p> <p>・・・</p> <p>従って、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民、議会及び執行機関の役割、それらによる協働のあり方などを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、当市のまちづくりの基本とする弘前市●●●●条例を制定します。</p>
7	2総則(1)目的 《方針》	この条例は、弘前市の まちづくり の基本理念を明らかにするとともに・・・ 協働による継続的なまちづくりの進展を図り、市民の幸せな暮らしを実現すること ・・・	この条例は、弘前市の★1／(題名とリンク:住民自治、まちづくり等)の基本理念を明らかにするとともに・・・ ★2／案 協働による継続的なまちづくりの進展を図り、 市民の幸せな暮らしを実現すること ・・・
	同 《キーワード》	《キーワード》	《キーワード》★2と運動／

箇所		新	旧 (H25. 6. 24 審議前)
頁	箇所		
	同<解説>	<p>・・・十分配慮し、市民の幸せな暮らしを実現することとしています・・・</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 協働によるまちづくり 基本条例 (役割や仕組みを定めるルールブック) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">議会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">執行機関</div> </div>	<p>・・・十分配慮し、★2と連動／(市民の幸せな暮らしを実現すること)としています・・・</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 自治 (まちづくり) 基本条例 (役割や仕組みを定めるルールブック) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">議会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政</div> </div>
8	同(2)定義 <解説>		

箇所 頁		新	旧 (H25. 6. 24 審議前)
10		<p>『方針』</p> <p>当市のまちづくりは、人権が尊重され、市民が幸せに暮らすため、市民の主体性を尊重するとともに、それぞれの主体の役割に応じ、協働により取り組むことを基本的な考え方とします。</p>	<p>『方針』★1／</p> <p>案1 当市のまちづくりは、市民が幸せに暮らすため、市民の主体性を尊重するとともに、それぞれの主体の役割に応じ、協働により取り組むことを基本的な考え方とします。</p> <p>案2 当市のまちづくりは、豊かで人権が尊重されるまちを育てるため、市民の主体性を尊重するとともに、それぞれの主体の役割に応じ、協働により取り組むことを基本的な考え方とします。</p>
同 『キーワード』		<p>➤ 1 人権が尊重され、市民が幸せに暮らす</p>	<p>➤ 1 ★1と連動／</p> <p>案1 市民が幸せに暮らす</p> <p>案2 豊かで人権が尊重されるまちを育てる</p>
同<解説>		<p>まちづくりの最終目的を人権が尊重され、市民が幸せに暮らすこととし、その実現のため、・・・</p>	<p>まちづくりの最終目的を（★1と連動／案1 = 市民が幸せに暮らすこと、案2 = あらゆるものが豊かで人権が尊重されるまちを育てること）とし、その実現のため・・・</p>
11	同(5)基本原則 『方針』	<p>② 住民自治の原則</p> <p>市民等は、一人ひとりが自分や自分たちに関するこことを自らの責任において取り組む意識を持ち、公共の福祉の発展に向けて、主体的に取り組むものとします。</p> <p style="text-align: center;">※ 発展 ⇒ 増進</p>	<p>② 住民自治の原則★1／</p> <p>案1 市民等は、一人ひとりが自分や自分たちに関するこことを自らの責任において取り組む意識を持ち、地域の発展に向けて、主体的に取り組むものとします。</p> <p>案2 市民等は、一人ひとりが自分や自分たちに関するこことを自らの責任において取り組む意識を持ち、地域の共同利益の実現に向けて、主体的に取り組むものとします。</p>

箇所		新	旧 (H25. 6. 24 審議前)
頁	箇所		
13	3 主体とその役割等	3 主体とその役割等	3 ★1／主体とその役割等
	同 (1) 主体 《方針》	① 市民 市内に居住する 全ての者 ② 学生 市内に居住し高等教育機関に在学する者又は市内に存する高等教育機関に在学する者 ③ 子ども 市内に居住する小中高生 ④ コミュニティ 市内に事務局を置き、営利を目的とせず、複数の もの のために活動する団体 (削除)	① 市民 市内に居住する 人 ② 学生 ★2／市内に居住する大学生(大学院生も含む。) ③ 子ども ★3／市内に居住する小中高生 ④ ★4／ コミュニティ ★5／ 市内に事務局を置き、営利を目的とせず、複数の 皆 のために活動する団体 ウ ★6／ 高齢者、マイノリティー等は、主体として区別しないこととしましたが、そういう人たちの意見、活動等も大事にするような表現をこの条例に盛り込む必要があります。
14	同 <解説> h	h 一人暮らしの高齢者等・・・解決するといった体制の構築を期待し、主体として 区別していません 。	h 一人暮らしの高齢者等・・・解決するといった体制の構築を期待し、《方針》ウのとおり、主体として 区別しないこととしています 。
15	同(2) 主体の役割等ア 市民の役割等《方針》	② 市民力の向上に努めること。	② ★1／ 市民力の向上に努めること。
17	同ウ 子どもの 権利<解説>	子どもは、まちづくりの担い手としてしっかりと位置付け、積極的に意見を吸い上げる機会を設けていくべきであると考えます。	子どもは、 これまで意見を吸い上げてこなかったということを問題としてとらえ 、まちづくりの担い手としてしっかりと位置付け、積極的に意見を吸い上げる機会を設けていくべきであると考えます。

箇所		新	旧 (H25. 6. 24 審議前)
頁	箇所		
20	同力 議会等の役割《方針》	① 審議・議決機関 としての機能を果たすこと。 ② 政策提案や 議案提出権 行使すること。 ③ ①、②に定めるもののほか、法令等に定められている権限行使すること。 ④ 議会の活動内容を 市民等 に対して、積極的に情報提供し、 5 行政運営(7) 説明責任《方針》イに規定する説明責任 を果たすこと。 (5)～(7)	① ★1/ 案1 議決機関 としての機能を果たすこと。 案2 チェック機関としての機能を果たすこと。 ② 政策提案や 立法権 行使すること。 ③ ★2/ 議会の活動内容を積極的に情報提供し、説明責任 を果たすこと。 (削除)
		④～⑥	⑦ 資質の向上に努めること。
		➤ 1 審議・議決機関 ➤ 2 政策提案 ➤ 3 議案提出権	➤ 1 ★1と連動/ 案1 議決機関 案2 チェック機関 ➤ 2 政策提案 ➤ 3 立法権
	同 《キーワード》	執行機関だけではなく、議会も市民と密接なかかわりがあることから、政策提案や 議案提出権 も有している・・・	執行機関だけではなく、議会も市民と密接なかかわりがあることから、政策提案や 立法権 も有している・・・
21	同 d ~ h	d 《方針》③ 議会は、 方針①及び方針②以外にも法令等による権限を有していること から、それらをしっかりと行使し、議会独自の立場で、まちづくりに寄与することが重要であると考えます。 e 《方針》④ 全国的に、市民から負託を受ける議員個人の考え方、	d 《方針》③ 全国的に、市民から負託を受ける議員個人の考え方、

箇所		新	旧 (H25.6.24 審議前)
頁	箇所		
	(続き)	<p>活動が見えづらいという傾向があるため、(中略)</p> <p>f 《方針》⑤ 地域の代表という側面もありますが、市全域の代表で、市全体のことを考えなければいけない(中略)</p> <p>g 《方針》⑥ <解説> e のとおり、市民からの負託にこたえ、議員個人の考え方、それに基づく活動をしっかりと説明する必要があると考えます。</p> <p>h 《方針》⑦ 議会が役割を全うするには、議会事務局職員のサポートが欠かせないものであり、当該職員は、自己研さんに努め、全力を挙げてその職務を遂行する必要があると考えます。 (旧 h 削除)</p>	<p>活動が見えづらいという傾向があるため、(中略)</p> <p>e 《方針》④ 地域の代表という側面もありますが、市全域の代表で、市全体のことを考えなければいけない(中略)</p> <p>f 《方針》⑤ <解説> d のとおり、市民からの負託にこたえ、議員個人の考え方、それに基づく活動をしっかりと説明する必要があると考えます。</p> <p>g 《方針》⑥ 議会が役割を全うするには、議会事務局職員のサポートが欠かせないものであり、当該職員は、全力を挙げてその職務を遂行する必要があると考えます。</p> <p>h 《方針》⑦ ★1と連動／(案1 議決、案2 チェック) 機関としての機能、政策提案や立法権を有する議会をしっかりとサポートするためには、当該職員自身の意識、能力等の資質向上も重要であると考えます。</p>
22	同キ 執行機関等の役割《方針》	<p>② 法令、条例等を遵守し、及びこの条例の基本理念等を十分に認識し、誠実公正に事務を管理・執行すること。</p> <p>③ まちづくりに参加する市民等を支援すること。</p>	<p>② ★1／法令、条例等を遵守し、及びこの条例の基本理念等を十分に認識し、誠実公正に事務を管理・執行すること。</p> <p>③ ★2／案1 まちづくりを支援すること。 案2 コミュニティを支援すること。</p>

箇所		新	旧 (H25. 6. 24 審議前)
頁	箇所		
	(続き)	<p>⑤ 執行機関の方針、この条例の基本理念等を十分に認識し、忠実かつ着実に職務を遂行するとともに、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行すること。</p> <p>(⑥削除)</p>	<p>⑤ ★3／市長の方針、この条例の基本理念等を十分に認識し、忠実かつ着実に職務を遂行するとともに、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行すること。</p> <p>⑥ 資質の向上に努めること。</p>
	同<解説>b	法令、条例等の遵守、誠実公正さは、執行機関の事務の管理・執行において、最も基本的なことあります。	★1／法令、条例等の遵守、誠実公正さは、執行機関の事務の管理・執行において、最も基本的なことあります。
23	同 c	これまで実施してきた財政支援等のほか、NPOその他コミュニティ間のネットワークの構築、自主的活動の尊重など、時代に応じて必要となっている まちづくりに参加する市民等への支援 は、地域に近い市役所、執行機関が行うべきであると考えます。	★2と連動／これまで実施してきた財政支援等のほか、NPOその他コミュニティ間のネットワークの構築、自主的活動の尊重など、時代に応じて必要となっている（案1 まちづくり、案2 コミュニティ）の支援は、地域に近い市役所、執行機関が行うべきであると考えます。
	同 f	(削除)	f 《方針》⑥ 市民サービスの向上や市長マニフェストの実現は、地域活動へ積極的に参加するなどの意識改革、政策立案力等職員の資質向上が非常に重要であると考えます。
24	4 協働の推進	《方針》 市民等、議会等及び執行機関等は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みに取り組むに当たっては、その仕組みを形式的に用いるだけでなく、1(4) 基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。	《方針》★1／ 各主体は、5 行政運営等の仕組みを活用するに当たっては、1(4) 基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。

箇所		新	旧 (H25.6.24 審議前)
頁	箇所		
	(続き)	<p>＜解説＞</p> <p>基本理念及び基本原則に定める「協働による取組」を確実に推進するため、まちづくりの仕組みに取り組むに当たっては、例えば、パブリックコメントをしたからそれでいいというのではなく、協働の趣旨を十分に認識し、尊重するよう努める必要があると考えます。</p> <p>なお、この項目は、基本理念・基本原則に定める協働の精神が仕組みを通じたまちづくりにおいて、十分に浸透されるよう設けるものであります。</p>	<p>＜解説＞</p> <p>基本理念及び基本原則に定める「協働による取組」を確実に推進するため、仕組みの遂行に当たっては、協働の趣旨を十分に認識した上で、各主体の役割を果たすなど、協働の趣旨を尊重するよう努める必要があると考えます。</p> <p>なお、この項目は、基本理念・基本原則に定める協働の精神が具体的の仕組みを通じたまちづくりにおいて、十分に浸透されるよう設けるものであります。</p>
25	5 行政運営 (1) 総合計画	『方針』	『方針』★1/
27	同(2) 財政運営 ＜解説＞c	<p>予算、決算、財産等の財政状況は、自発的に、分かり易く公表すべきですが、「分かり易い」は、「その内容について不得手な方が分かり易いように基本的な情報も添えて」という意味と「関心がある人が分かり易いように必要な情報に整理して」という意味があります。</p> <p>また、行政の視点と市民の視点も違うので、例えば、予算については、その事業の目的や期待する成果も含めて公表するなど、市民にとって分かり易いということが特に重要であると考えます。</p>	<p>予算、決算、財産等の財政状況は、自発的に、分かり易く公表すべきですが、「分かり易い」は、「その内容について不得手な方が分かり易いように基本的な情報も添えて」という意味と「関心がある人が分かり易いように必要な情報に整理して」という意味もありますし、行政の視点と市民の視点も違うので、市民にとって分かり易いということが特に重要であると考えます。</p>

箇所		新	旧 (H25. 6. 24 審議前)
頁	箇所		
33	同(7) 説明責任 『方針』	<p>イ 議会は、3 主体とその役割等(2) 主体の役割等力 議会等の役割『方針』カ－1④及びアに規定する説明責任を果たすための取組の一環として、会議の原則公開に努めるとともに、議決の経過及び結果の説明等をするものとします。</p> <p>ウ 執行機関は、アに規定する説明責任を果たすための取組の一環として、市の施策について分かり易く公表する仕組みの創造に努めるほか、市長と市民等が市政に関して、直接意見交換を行う機会を設けるものとします。</p>	<p>イ 議会は、アに規定する説明責任を果たすための取組の一環として、会議の原則公開、議決の経過及び結果の説明等に努めるものとします。</p> <p>ウ 執行機関は、アに規定する説明責任を果たすための取組の一環として、次に掲げる取組を行うものとします。</p> <p class="list-item-l1">① 執行機関の部長等が総合計画に係る施策その他の重点施策における目標等について、市長と約束し、その内容を記載したものを作成し、及びそれを市民に分かり易く公表すること。</p> <p class="list-item-l1">② 市長と市民等が市政に関して、直接意見交換を行う機会を設けること。</p>
	同<解説>b	説明責任という議会の役割を果たすための仕組みとして、会議を原則公開するほか、議会は、予算、条例等の 審議・議決機関 であることから、その経過及び結果について、積極的に情報提供する必要があると考えます。	説明責任という議会の役割を果たすための仕組みとして、会議を原則公開するほか、議会は、予算、条例等の (2) 0頁★1と連動／案1 議決、案2 チェック) 機関 であることから、その経過及び結果について、積極的に情報提供する必要があると考えます。
	同 c	<p>説明責任を果たすため、部長実行宣言のような分かり易く公表する仕組みの創造に努める必要があると考えます。</p> <p>また、説明責任に該当する既存の仕組みでは、「市長車座ミーティング・車座ランチ」が非常に有効であることから、今後も継続して・・・</p>	説明責任に該当する既存の仕組みでは、「 部長実行宣言 」と「 市長車座ミーティング・車座ランチ 」が非常に有効であることから、今後も継続して・・・

箇所		新	旧 (H25.6.24 審議前)	
頁	箇所			
35	同(8) 情報公開、 情報提供等 『方針』	ア 市は、説明責任を全うするとともに、他の主体との信 頼関係を深めるため、別に定めるところにより、市の保 有する情報の 一層の 公開を図るものとします。	ア ★1/ 市は、説明責任を全うするとともに、他の主体 との信頼関係を深めるため、別に定めるところにより、 市の保有する情報の (案1 積極的な、案2 一層の) 公開を図るものとします。	
		(1)-2 情報提供	(1)-2 情報提供★2/	
	同 『キーワード』	エ 市は、 市民等と 情報共有を図るため、収集した公益的 な情報を広く提供する等当該情報を有効的に活用するも のとします。	エ 市は、情報共有を図るため、収集した公益的な情報を 広く提供する等当該情報を有効的に活用するものとしま す。	
		▶2 一層の公開	▶2 ★1と連動/ 案1 積極的な公開 案2 一層の公開	
同<解説>		a 『方針』ア 情報公開制度は、原則公開ですが、個人情報と の兼ね合いもあり、運用が非常に難しいものの、市民の 知る権利にこたえ、そこから生まれる信頼感が重要であ ると考え、 一層の 公開としています。	a 『方針』ア★1と連動/ 情報公開制度は、原則公開ですが、個人情報と の兼ね合いもあり、運用が非常に難しいものの、市民の 知る権利にこたえ、そこから生まれる信頼感が重要であ ると考え、 (案1 積極的な、案2 一層の) 公開として います。	
37~47頁 (9) 個人情報保護～ 第23回会議で決定した修正				
48~54頁 概要版 上記の修正に伴い、修正を要する部分を同様に修正				
60頁 4 調査審議の経過(1) 会議の内容等 第21回会議～第23回会議の時刻、傍聴者				
62頁 5 今後のスケジュール 26年度部分				

2 体系

『方針』

この条例の体系は、次のとおりとします。

